



- 【写真説明】
- ・撮影日時：6月6日9時54分(鳥取にて)
 - ・金星の太陽面通過の写真です。
 - ・白い大きい丸が太陽で、太陽の左少し上側の黒い丸が金星です。
 - ・雲を通して見えているときの写真です。
- 撮影者：三須幸一郎(知財部門長)

8月の特許相談会

※今月は鳥取地区と米子地区で開催されます。相談をご希望の方は予約をお願いします。

【鳥取地区】

相談員：滝本智之弁理士
(電気・機械関係他)

日 時：8月9日(木) 13:30より

場 所：産学・地域連携推進機構 2階 会議室

【米子地区】

相談員：富田憲史弁理士
(医獣・バイオ関係他)

日 時：8月8日(水) 13:30より

場 所：(米子)鳥大医学部総合研究棟 4階
セミナー室

【目 次】

8月の特許相談会	1
【報告】「山陰(鳥取・島根)発新技術説明会」	2-3
30条改正のお知らせ	4

『山陰（鳥取・島根）発 新技術説明会』

New Technology Presentation Meetings!

【日 時】平成24年7月13日（金）10:30～17:00

【場 所】（独）科学技術振興機構 JST東京別館ホール
（〒102-0076 東京都千代田区五番町7K's 五番町）

【主 催】鳥取大学、島根大学、（地独）鳥取県産業技術センター
島根県産業技術センター、（独）科学技術振興機構

【共 催】中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）



【各発表タイトルと発表者】

番号	タイトル	所属	氏名・役職
1	遺伝子配列の一塩基の違いを見つけ出す人工遺伝子	鳥取大学大学院 工学研究科	櫻井 敏彦 准教授
2	分子相互作用のリアルタイムな視覚化	島根大学 医学部	加藤 太陽 助教
3	診断目的に採取したサンプル中の 標的検体有無の判別方法	鳥取大学 医学部附 属病院	松本 和也 助教
4	刺激伝達物質処理による沈香の人為的な生産促進	鳥取大学 農学部	山本 福壽 教授
5	放射性セシウムを吸収しない 作物や野菜の研究・開発	島根大学 生物資源科学部	秋廣 高志 助教
6	酸化亜鉛・酸化チタン系透明導電膜の低抵抗化技術	島根大学大学院 総合理工学研究科	山田 容士 教授
7	アセトニトリルをシアノ化剤として利用した反応	島根県 産業技術センター	田島 政弘 科長
8	時系列テキストデータからの派生情報の取り出し	鳥取大学大学院 工学研究科	村田 真樹 教授
9	水とのふれあいが実現する新しいコミュニケーション —魅せる対話型インターフェース—	島根大学大学院 総合理工学研究科	平川 正人 教授
10	蛍光灯代替白色LED、カラーLEDを 用いた光る衝立の試作開発	鳥取県 産業技術センター	草野 浩幸 副所長

【開催概要】 山陰（鳥取県、島根県）の研究機関から特許出願済みの技術シーズの発表を行うイベント「山陰（鳥取・島根）発 新技術説明会」を、7月13日（金）に東京で開催しました。

今回、鳥取大学、島根大学、鳥取県産業技術センター、島根県産業技術センターの4機関の研究者10名が発表を行いました。

この「山陰発新技術説明会」は、科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、平成19年度から毎年開催してきたもので、山陰地域の大学・公設研究機関が連携して開催するのは、今回で第6回目となりました。

今回は、「医薬・バイオ」、「アグリ・環境」、「材料・化学」、「情報・光応用」といった技術分野を対象に、未公開特許9件、公開特許1件について、全部で10テーマの新技術が発表されました。当日の来場者数は、関係者を除いて77人（延べ503人）でした。

各発表の終了後には、発表者と来場者との名刺交換や、共同研究や実用化に向けた個別相談が行われるなど、有意義な説明会になりました。

○農学部 山本 福壽 教授



○工学研究科 村田 真樹 教授



○工学研究科 櫻井 敏彦 准教授



○医学部附属病院 松本 和也 助教



30条改正のお知らせ

Q1. この4月に出願前に公開された発明の救済処置、いわゆる新規性喪失の例外規定が改正されたと聞きました。

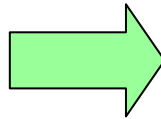
A1. はい、例えばこれまで出願前に特許庁長官が指定する学会以外の研究会等で発表すると、発表内容と同一の発明について特許出願ができませんでした。しかし発表態様が多様化するなかで現状に十分対応できなくなったことから、4月に改正法が施行され「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」新規性を喪失した発明まで拡大（特許庁が発行する特許公報等を除く）されました。

Q2. 具体的にはどのような公開が対象となるのでしょうか。

A2. 改正前は公開態様が限定されてきましたが、改正後は公開態様の限定がなくなりました。具体的には下記の通りです。

改正前（○：例外適用対象）

- 試験の実施
- 刊行物への発表
- 電気通信回線を通じての発表
- 長官指定の学会での発表
- 特定の博覧会での展示
- ×長官指定の学会以外の集会での発表
- ×特定の博覧会以外での展示
- ×販売、配布
- ×記者会見
- ×テレビ・ラジオでの発表



改正後（現在）

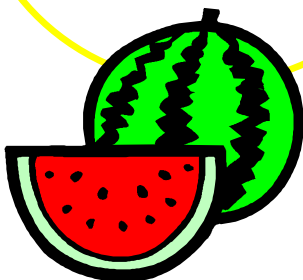
- 試験の実施
- 刊行物への発表
- 電気通信回線を通じての発表
- 集会での発表
- 展示
- 販売、配布
- 記者会見
- テレビ・ラジオでの発表等

Q3. これで特に心配しないで特許出願前に発表することができますね。

A3. そうとは言えません。新規性の例外規定を適用した出願は、様々なデメリットがあります。従いまして、本学では、発表前の出願を強く進めています。例外規定は、あくまで最終手段として使用されることが望まれます。

（参考：平成23年度特許法等改正説明会テキスト）

刊行物
知財部門ニュース
みん・なのニュース7月号
<65号>（通番94号）
2012年8月1日発行
編集・著作：
知的財産管理運用部門
発行：鳥取大学
産学・地域連携推進機構



*** 編集後記 ***

7月からお世話になっております、松浦由美と申します。今月号から、知財部門ニュースの編集をさせていただきます。

分からないことだらけで、みなさまにご迷惑をおかけするかと思いますが、頑張って多くのことを吸収していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

*** 特許等の相談 ***

相談員：三須 幸一郎（部門長・教授）TEL：0857-31-6000（直通）
（又は内線 2765）
山岸 大輔（副部門長・助教）TEL：0857-31-6094（直通）
（又は内線 4072）

場 所：産学・地域連携推進機構 2F 知的財産管理運用部門

E-mail アドレス：chizai@adm.tottori-u.ac.jp

FAX 専用：0857-31-5474（又は内線 2771）

産学・地域連携推進機構 HP：<http://www.cjrd.tottori-u.ac.jp/>